

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	土地区画整理法			法令番号	昭和29年法律119号			
手続名	決算報告書の承認			根拠条項	第49条			
審査基準	<p>1 すべての清算事務が終了していることが明らかであること。</p> <p>2 その他、法令に適合していること。</p>							
	受付機関	各市町	処理機関	まちづくり課	交付機関	まちづくり課	標準処理期間 60日 標準経由期間 20日	目次 No.